

義務化対象建築物（ブロック塀）の考え方

●【ブロック塀】次のいずれにも該当する既存耐震不適格ブロック塀

- 一 大阪府または茨木市が指定した道路に面する長さが8mを超えるブロック塀
- 二 昭和56年5月31日以前に新設工事に着手したブロック塀
- 三 ブロック塀から道路の境界線までの水平距離に、2mを加えた数値を 2.5 で割った数値を超える高さのブロック塀

(ブロック塀等・・・補強コンクリートブロック塀を含む組積造の塀)

